「国民の声」を聴く会議設置要綱

平成30年9月13日 法務事務次官決定

1 名称

「国民の声」を聴く会議

2 目的

「国民の声」を聴く会議(以下「会議」という。)は、多文化共生社会の実現に向けた様々な課題の把握及びその対応策の策定のための検討に資するよう国民の声を聴くこと並びに新たな外国人材の受入れに係る適切な受入れ分野の選定及び業種別受入れ方針の策定に資するよう必要な助言を得ることを目的とする。

3 会議の構成

- (1) 会議の議長は、法務省大臣官房政策立案総括審議官とする。
- (2) 会議は、法務省の職員で、法務事務次官が指名した官職にある者のほか、有識者をもって構成する。
- (3) 会議の構成員となる有識者は、法務事務次官が指名する。
- (4) 会議の構成員の有識者の任期については、法務事務次官が別途定める。
- (5) 議長は、必要に応じ、構成員以外の関係行政機関の職員その他関係者の出席を求めることができる。
- 4 会議の庶務は、大臣官房秘書課外国人施策推進室において処理する。
- 5 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長 が定める。